１．件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の使用施設の使用前確認に
関する面談

２．日時：令和４年１１月４日（金）　１４時００分～１４時４０分

３．場所：原子力規制庁２階会議室（ＴＶ会議システムを利用）

４．出席者

原子力規制庁

原子力規制部　検査グループ　専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

清水原子力専門検査官

日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

保安管理部品質保証課　技術副主幹

臨界ホット試験技術部 BECKY 技術課　マネージャー他４名

工務技術部工務第１課　マネージャー他２名

放射線管理部放射線管理第２課　技術副主幹他１名

安全・核セキュリティ統括本部

統括管理室　技術副主幹

安全管理部施設保安管理課　マネージャー他１名

５．要旨

〇日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、バックエンド研究施設（以下「BECKY」という。）の分析室（Ｉ）（使用施設）追加に係る使用前確認申請について、資料に基づき以下のとおり説明を受けた。

・「炉使共用」に係る許可の変更について

✓ 令和３年１月２７日の面談において指摘を受けた「分析室（Ｉ）の原子炉施設との共用の必要性」については、令和３年３月１５日の面談時の提出資料「バックエンド研究施設への分析室（Ｉ）の追加に係る原子炉施設との共用設備の再整理について」（以下「提出資料」という。）に基づき、「炉使共用」の記載に係る変更許可申請を実施し、令和３年１２月１日付けで変更許可を受けた。

✓ なお、提出資料の放射線監視盤及び非常用電源設備については、既許可において「炉使共用」の記載があり、当該変更許可の範囲ではない。

・使用前確認申請の範囲について

使用前確認申請の範囲は、BECKY へ追加する設備・機器のうち、分析設備（水分分析装置、熱分析装置、焼結機、粉末混合粉砕機及び圧縮成型

機）、分析室（Ｉ）（部屋）、分析室（Ｉ）内のグローブボックス及びフード、放射線管理設備（ガンマ線エリアモニタ）、気体廃棄設備（グローブボックス第２排気系統及びフード第２排気系統）、並びに消火設備、警報設備、通信連絡設備、安全避難通路等を予定している。

・使用前検査の方法について

✓ 今回、使用前確認申請予定の設備・機器のうち、原子炉施設の既許可の範囲で設置されていたものについては、原子炉施設建設当時の使用前検査の記録等を用い、使用施設としての使用前検査を実施する。

✓ ただし、材料検査において、建設当時の使用前検査の記録だけでは、ミルシートが存在しない等記録不足のものがあり、代替となる新たな試験方法を検討し、その結果を以って足りない記録を補うことを考えている。

〇原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

・「炉使共用」の記載に係る使用変更許可を受けていること、及び使用前確認申請の範囲については了解した。

・原子炉施設建設当時の記録不足により、新たな試験方法による代替検査を適用する場合は、その妥当性を評価したうえで、要求事項に適合していることを確実に担保できる検査方法とすること。

・原子力規制検査で使用前検査が適切な時期に適切な方法で行われているかを確認するので、それを踏まえた使用前検査を計画し、使用前検査開始の１ヶ月前までに使用前確認申請を提出すること。

〇原子力機構から了解した旨の回答があった。

６．その他

資料：バックエンド研究施設への分析室（Ｉ）の追加に係る使用前確認等について

以上